

平成30年第2回土幌町議会定例会

- 1 議事日程第2号 6月14日(木曜日)午前10時 開会
- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 一般質問
- 1 大西 米明 議員  
防犯・子どもの見守りについて  
町職員の住居手当について
- 2 和田 鶴三 議員  
核兵器禁止条約加盟参加国への推進について
- 3 清水 秀雄 議員  
障害を持つ子どもも共に学べる学校について
- 日程番号3 議案第1号 土幌町町税条例等の一部を改正する条例案
- 日程番号4 議案第2号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程番号5 議案第3号 土幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案
- 日程番号6 議案第4号 土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程番号7 議案第5号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程番号8 議案第6号 土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程番号9 議案第7号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程番号10 議案第8号 辺地総合整備計画の策定について

2 出席議員(12名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆
10番 大西 米明	11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	地方創生担当課長	石垣 好典
会計管理者	三島 重浩	町民課長	辻 亨
保健福祉課長	高木 康弘	産業振興課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明

建設課技術長 田中 敏博 子ども課長 金森 秀文  
特老施設長 佐藤 慶岩 病院事務長 土屋 仁志  
消防課長 土屋 政勝  
ほか、関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 玉堀 泰正 教育課長 藤村 延  
給食センター所長 齋藤 英雄 高校事務長 上野 清子  
ほか、関係職員

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 角田 淳二  
ほか、関係職員

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 宇佐見 和重

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、大西米明議員及び11番、加藤宏一議員を指名いたします。
2		日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、大西米明議員。質問2件あります。
	大西議員	おはようございます。それでは、2問提出してありますが、まず1問目、町長に防犯、子供の見守りについて質問をさせていただきます。 今年に入り、町内で事務所荒らしや車上狙いが数件発生しており、5月7日には新潟市で小学2年生の女兒が下校途中に拉致、殺害された事件があり、放課後や登下校時の子供を狙った事件が後を絶たない現状は町内でも子供のいる家庭に大きな不安を与えています。事件を通して防犯対策の問題点を精査し、対策を強化し、再発防止につなげるため、学校、家庭、地域や警察などが連携して町内の安全をどう守るのか伺います。
	加納議長	答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長      それでは、大西議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思  
います。

本町での過去3年間の犯罪等の発生件数は、窃盗犯が平成27年度20  
件、平成28年度8件、平成29年度14件で、凶悪、粗暴犯は平成28年度  
1件、平成29年度3件となっており、町内の児童生徒に対する不審者  
事案は平成28年度4件、平成29年度2件の情報が寄せられ、警察、町  
民課、教育委員会、学校により随時防犯パトロールを実施している  
ところであります。

本町における防犯活動は、土幌町生活安全推進協議会が中心となり、  
新入学児童への防犯ベル寄贈、自動車、自転車の施錠診断、住宅の施  
錠診断、野生大麻等の除去、歳末防犯警戒巡回など一年を通して犯罪  
の抑止のための活動を実施しております。また、土幌、中土幌駐在所  
の所長、巡査部長の手づくり防犯キーホルダーいかのおすしを町内の  
新入学児童へ贈るなど地域密着の活動も実施していただいていると  
ころであります。

ただいま大西議員が申されたとおり、本年5月には新潟県で小学2  
年生の女儿が下校途中に殺害され、線路上に遺棄されるという極めて  
痛ましい事件が発生したところであり、全国至るところで不審者事件  
が発生したところであります。児童生徒の通学の安全対策については、  
総合教育会議や青少年問題協議会などにおいても提起されていると  
ころであり、緊急の対応として通学路への防犯カメラの設置について  
関係課で検討中であり、9月定例町議会にも今年度分の予算案を計上  
する予定であります。子供を事件から守ることはもとより、防犯対策  
の強化は重要な課題であり、関係機関、警察とあわせ家庭、学校、地  
域との連携により安心、安全な地域づくりの取り組みを推進してまい  
りたいと存じます。

以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長      再質問があれば許します。10番、大西議員。

大西議員      今町長の答弁の中に、まず初めに防犯カメラを設置したいという、  
9月の定例会で予算計上して年度内にも多分つけていただけるのだと  
思いますけれども、防犯カメラというのは防犯の抑止力になるのかな  
と。大体今マスコミ等では、事件が起きたときに防犯カメラに映した  
やつを見て犯人逮捕につなげたりなんかするのに多く使われているの  
ですが、防犯カメラをつけて抑止力になる方法をどのように考えて防  
犯カメラを設置するのか、まずお聞きします。

加納議長      町長。

小林町長      近年最近の犯罪というのは、防犯カメラで犯人確定するというのは  
極めて多いのでありますけれども、総合教育会議なんかでも町内にも  
防犯カメラがついていないということについてはちょっと不安だとい  
う、そういうことも出されているのでありますけれども、防犯カメラ

を設置することによってそういう不審者等の発見につながるのとあわせて、設置することによって全体に抑止力ということになるところでありますし、全部の通学路につけるといふわけにはいかないで、町内でより効果的になるように配置しながら、年次的に設置をしていくというふうに考えていきたいと思っております。

加納議長  
大西議員

再質問があれば。大西議員。

せっかく設置するわけですから、抑止力になるような設置の仕方、また防犯カメラここにありますよという掲示することがいいのかどうなのかわかりませんが、学校なり警察ともよく協議をして、地域と協議をしながら有効な防犯カメラ、それによって犯罪者がここは防犯カメラがあるから犯罪をやめようと言われるような設置の仕方をしていただきたいなと思っております。

それから次に、いつも町内の犯罪は続けて何件かあるのです。今回の店舗、事務所荒らしも数件続いてあった。車上狙いも何件か続いてあったりなんかしていますので、町民に1件あったときにすぐ広報できる方法を考えたらどうなのだと。だから、今警察なんかは警察便りや何かで月1遍出すのですけれども、それで知らされてももうそのときには大体終わっているのです。ですから、ぜひ1件発生したときにわかりやすいところに車上狙いが発生中とか、事務所荒らしが発生中だとか、そういう掲示をすることによって、町長の答弁にもあったように土幌町生活安全推進協議会、昔の防犯協会に私も役員で入っていて、施錠診断をして回ったりなんかしていますけれども、結構施錠していない人が多くいるのですけれども、そういう犯罪が起きたということになれば町民みんな気をつけると思うのです。ですから、何かいい方法、町民がわかるのとあわせて犯罪者がここで警戒されているからやめたほうがいいなと思えるような方法、消防の前に大きく車上狙いが発生中だとかという掲示をしたりなんかして、町民の啓蒙にもなるし、犯罪者の抑止力にもなるのかなと思うのですけれども、警察に聞いてみるとそういうのをもしできればやってほしいと。私ら昨年から続いた事務所荒らし、店舗荒らしについても、一報は商工会に入ったみたいですが、土幌はみんなに連絡入れたみたいですが、私は中土幌ですからなかなか中土幌には連絡来なくて、後からしばらくたってから逮捕されて新聞見て、こんなことあったのだというようなことがありますので、ぜひ発生した時点ですぐわかる方法をとったらどうなのかなと私なりに考えますけれども、町長はどう考えますか。

加納議長  
小林町長

町長。

そういう地域の防犯に向けて関係機関や警察の方と一回協議の場を持って、今大西議員がおっしゃられたいかに早く情報をするということは啓蒙上も極めて重要だと思っておりますし、もう一つは連携システムを

きちんとするという含めて警察含めた関係機関、団体で一度協議をさせていただきたいと思います。

加納議長  
大西議員

再質問があれば。大西議員。

防犯のことはこのぐらいにしておいて、あとは子供の見守りについて質問をしていきたいと思います。

今回私がこの機会をぜひと思ったのは、新潟のこともありましたけれども、14年前に小学3年生が殺害されたのが14年目にやっと犯人がわかったとか、昨年保護者会の会長が外人の子供を、千葉県ですか、やって、今裁判やって無罪を訴えているとか、いろいろありますよね。それから、けさのマスコミ見ていると国会議員の子供が子供にいたずらしたというような、偉い人の子供でもどんなところでも、都会でも地方でもこういう犯罪ってなかなかなくなるのだと思うのです。だから、都会であって土幌でないなんていうことはあり得ないし、今のところ土幌ではそういう事件が発生していないのだと思いますけれども、不審者は29年度まで書いてありますけれども、今年の1月1日から土幌町内で2件、音更だとか帯広署管内は17件あったそうあります。これ全部が不審者と言えるのか、子供ですから全部が全部そうだとは限りませんが、それでもそれだけの数があるということは、それからそういう今回の政治家の子供にしても保釈中でありますから、何回か逮捕されてもこういう犯罪者というのは再犯率が85%ぐらい、高いということで、もしそういう人がいるとすればやはり何度あれしても繰り返してやっていくということが、危険なことがあって、私も孫がちょうど小学3年生と1年生ですから、皆さんも多分子供さんがいる人もいるかどうかわかりませんが、お孫さんたちが同じぐらいの年齢になっていて、非常に事件が起きるたびにうちの孫はと思うような、皆さんも同じだと思うのです。ですから、土幌町でこういう悲しい事故がないためにはどうしたらいいのだろう。町としても子供の命を守るということはやっぱり大事なことのだろうと。昔から子供は国の宝だと言って久しいのですけれども、こういう事故だけはいつまでたっても絶えないのかなと思っているのですけれども。

それで、町長の答弁書の中にも総合教育会議や青少年会議で問題を提起されているけれども、どのように提起してどのような結果になっているのかということがこれがよくわからないのです。ですから、その辺はどういう問題があるからどうするのだということがどのように話し合われて、どのような結果に結びつけているのか、ちょっとお聞きします。

加納議長  
小林町長

町長。

まず、今回新潟の事件もありましたし、また千葉県では子供が虐待で許してというメモを残して亡くなったという、そういう子育て支援

は国内、国挙げて取り組まなければならないという仕事の中で、こういう子供が犠牲になるというのは極めて残念なことだというふうに思うところでありますし、先ほど申し上げたとおり何としても子供を守るための取り組みを町を挙げて、そういう協議や、あるいは連携を組織をしながら速やかに取り組む、あるいはPRをしていくというようなことを今後取り組んでいきたいというところであります。

教育会議や、あるいは青少年問題協議会でも取り上げていただいて、所属団体でそれぞれ取り組んでいくのでありますけれども、こういう事件が発生するということも含めて、いま一度関係機関の皆さんと地域で子供を守るという視点で改めて集中的に取り組むをしていきたいというふうに思うところであります。

加納議長  
大西議員

10番、大西議員。

まさに町長の発言のとおり、やはり一度見直したらどうなのかなという思いがしています。それで、どここの商店でも家で、自宅や何かにもこども110番の家というシールを張ったり、旗を立てたりしているのですが、旗というのはもうすぐ半年もすればだめになるのですけれども、シールはずっと残っているのです。ですから、もう10数年前からその制度で、一回つくったときにはそういうあれはきちっとしたのだと思いますけれども、それはもう今ずっと何かマンネリ化してしまっているし、そういうこともきちっとまた見直さなければならないだろうなと思っていますし、それからどうしても行政だけでできないこともいっぱいあります。それで、今回も新潟では見守りの人がいたのだけれども、高齢化で1年前にいなくなった後にその事件が起きたということがありますけれども、高齢者の皆さんがたくさん、土幌町も1,800人ぐらい65歳以上の方がいますけれども、そういう老人クラブか何かをお願いをして、ボランティアでなくても有償のボランティアでやってもらうような形というのは町長、お願いしてできないのでしょうか。どうですか。

加納議長  
小林町長

町長。

言われたように、具体的にはこども110番等々取り組んでいるのですけれども、これからの取り組みもどちらかというと言われているようにマンネリ化になるということもありますから、いろんな取り組みを新たに展開をしていかなければならないのでありますけれども、ボランティアで交通安全なんかは結構住民の皆さんに取り組んでいただいているのですが、子供にかかわる防犯についてもそういう取り組みはどうか、できないかということについては、先ほどの全体的な検討とあわせてちょっと検討させていただきたいと思いますし、それから今いろんな事件なんか、虐待も含めて事件があるのですけれども、なかなかプライバシーとの関係で一步踏み込めないということがあられるわけでありまして、プライバシーよりもやっぱり命が最も大切で

加納議長  
大西議員

ありますから、そういう面では一步を踏み出す取り組みができるようなことを私ども今後取り組んでいきたいと思っています。

大西議員。

高齢者をお願いするのは大変でないのかなと町長も思っているのだと思うのです。私もそう思っていました。それで、1週間ぐらい前マスコミに帯広の見守りについての記事が載っていました。そこに記者がその記事の後に、ひとつ鍋という中にこういう記事が出ていたのです。ボランティアを取材したときに70代の男性は毎朝、夏も冬も通学路に立っていたと。それで、大変ですねと記者が尋ねるとあっさりとは否定された。なぜかという、昨年不安そうに1年生が通学していたと。次の年には後輩と手をつないで元気に通学したと。そういうのを見ると楽しいよという、だから何もつらくないのだという記事が出ていました。だから、自分の孫だけでなく、よその孫をどうかばっていかかという、高齢者をお願いできないものなのかと。高齢者だけでなく、これから世の中、地域が全体で子供たちを守ろうとするのなら、小学校を卒業した中学生、高校生も通学しているのです。その子供たちにも子供を見たら注意してほしい。関心を持ってほしい。それから、通勤している人もいるのです。夕方の下校時には買い物に歩く人たちもいるのです。そういう人、地域全体が子供たちに関心を持つばいろんな犯罪から回避できるのかなと思うのです。ですから、そういうことを全体に町長がどう町民に発信していくか、それを受けて士幌町全体がそういう子供に関心を持っている町なのだとすることをアナウンスすることによってそういう犯罪は減っていくのだろうと思っています。

それから、地域だとか学校、家庭、警察の役割、それを一回見直したらどうなのだろう。家庭は、学校に任せたらいいのだ、行政に任せばいいのだ、行政がやるべきだというようなことを言う人もいるかもしれませんが、通学路にしても一回親子で通学路をきちっと探索してみて、これは防犯だけでなく交通事故のこともあると思うので、そういうのを見直すこともやっぱり家庭がやる責任でないのかなと。それから、今町長の答弁に駐在所が「いかのおすし」ということで、ついていけない、大きな声出すとか、そういうこと書いてありますけれども、学校だけでなく家庭にもそれをきちっと波及させて家庭でもそれをやる。ちゃんと子供に教える、そういう家庭の役割。それから、行政ができるのは防犯カメラだとか、いろんなことあるのだと思うのです。それから、警察はすぐ情報が出たらキャッチする、そして町民に流す。だから、そういうさっきの防犯と同じように町民に、ある地域住民から私言われたのですけれども、地域の役割として不審者が出たときに学生、子供のいる家庭には連絡が行くけれども、一般人には一切来ないのだと。だから、もしそういうのが一般の町民にわかると

やっぱりそれなりの警戒もするし、犯人がいたら、不審者がいたらそれを通報できるのだが、そういう連絡網を使えないのかと。だから、今災害のメールがありますよね。それを使って町民に不審者が出たよという、こういう車でこんな人ですとかという情報提供だとか、そういうことも地域がやる役割だと思うのです。だから、先ほど言った見守りの部分では小学生を中学生、高校生が見守るとか、そういういろんなことができるのだと思うのです、やるとすれば。それは、地域社会がどう支えていくかということですから、それを指導していくのはやっぱり町長しかいないのだと思うのです、我々が何ぼ言ってもしようがないので。しようがなくはないですけども、なかなか聞く耳持ってもらえませんか、町長が子供たちを見守る町宣言みたいなのをして、土幌町はこういう地域社会で子供たちを支えているのだと。だから、子育てにもいろいろ力を入れるけれども、命を守ることが一番大事ですから、行政というのはやっぱり町民の命、財産を守ることが最大の目的ですから、ぜひそういうふうな形、教育委員会としてもそういう家庭に、危機管理マニュアルも学校にありますけれども、それは父兄だとか町民が一切どんなことなのかわかりませんから、そういうものに全国共通のマニュアルですから、やはり土幌町にはこういうことが欠けているのではないか、こういうところをプラスしたらいいのではないかということもあると思うので、そういうことを含めて一回全部を見直してみる機会にしたらどうなのかなと思っているのですけれども、町長、どうですか。

加納議長  
小林町長

町長。

今大西議員がおっしゃったとおりなのでありますけれども、子供にかかわる犯罪等が報道されているわけでありましてけれども、これらも対岸の火事ではなくて、やっぱりどこにでも起こり得るということを私ども認識しなければならない。その上で、今言われたように町を挙げて、行政あるいは警察、関係機関だけでなく住民が町ぐるみでそういう取り組みをしていくということが極めて重要であるというふうに思っております。いま一度そういう防犯、あと子供の安全にかかわる部分をしっかり関係機関の皆さんと検証しながら、先ほど言った取り組み、さらには町全体の運動として取り組みを今後推進をしてまいりたいと思います。

加納議長  
大西議員

大西議員。

昨日も町には届いているのかどうか知りませんが、高橋知事が5月の末に自転車に乗っている子供を男性がたたいたというような暴力事件があったことを受けて、道民にメッセージを発信しましたよね。家庭や地域社会の中でお互いが声をかけ合い、子供たちを地域全体で守りましょうという高橋知事のメッセージでありますけれども、やっぱり町長もそういうようなメッセージを町民にきちっと発声する



ことも大事なかなと思います。ぜひそれはお願いしたいと思います。それで終わります。

次に続きまして、職員の住居手当について町長にお聞きします。町職員が自宅を新築、購入すると自宅の維持管理費を補填することを主な目的として、持ち家の住宅手当が支給されているが、全国で廃止の動きが広がっている中、土幌町では道内で2番目に高い1万7,500円が支給されている。総務省では、各自治体に廃止を基本にした見直しを行うよう助言していますが、今後土幌町はどのようにしていくのか町長に伺います。

加納議長 町長、答弁を求めます。

小林町長 それでは、大西議員の2点目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町職員の住宅手当については、借家と持ち家、いわゆる自宅がありますが、ご質問の持ち家については町内居住者については月額1万5,000円、それから新築5年間については1万7,500円、それから町外の居住者については月額2,000円、新築5年間は3,000円を支給しているところであります。それから、国家公務員にあっては、新築、購入後5年間に限り月額2,500円の支給となっていたところでありますが、平成21年8月の人事院勧告に基づき廃止となり、地方公共団体にあっても見直すようにとの要請がされているところであります。

本町における支給の考え方でありますけれども、1点目は職員住宅については財政上の観点からも町職員の住宅整備を行わず、自宅を建設することを奨励してきたところであります。2点目として、職員は町内在住を基本としており、定住促進に資するものであるということであります。したがって、従来町内居住と町外の居住者を同じように支給したのでありますけれども、平成16年度からは町外在住者は現行の支給にしたものであります。以上のことから、支給を継続しているものであります。

それから、平成29年4月1日現在の支給の状況であります。全国では13.3%の支給であるところ、北海道においては64%が支給しており、十勝管内においては音更町が平成30年度より廃止するとなっております。

今後についてでありますけれども、これまでの支給の考え方を政策的判断として実施をしていく予定であります。一方では国の助言あるいは道内、管内の状況も十分勘案しながら対応してまいりたいと存じます。

以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 再質問があれば許します。10番、大西議員。

大西議員 今回質問させていただいたのは、持ち家はもちろんですが、借家に入っている方の不正が新聞に、札幌だとか、函館だとか、いろんなと

ころで不正が出てきています。札幌市では6,000万円、その巨額な金  
があれしているということでもありますから、町民にしてみれば土幌町  
はどうかのだろうなという疑問を持っているのだと思うのです。だから、  
町職員だけ優遇されているのかということもありますので、ぜひ  
ここで町民にきちっとした答えを出して、土幌町はそういう不正もないし、  
きちっとやっていますよということをここできっちり聞きたい  
なと思って私は今回の質問をさせてもらいましたけれども、まず初め  
にこの間のマスコミでは土幌町は道内で2番目ということですから、  
多分全国で2番目なのだと思うのです。全国が1,788市町村ですから、  
北海道は179市町村です。ということは、13%といえば全国で約二百  
二、三十の市町村しかこれは残っていないのだと思うのです。それで、  
そのうちの約半分が北海道の市町村が支給しているのだと思いますけ  
れども、これ道内でも1万円未満だとか、一番高いところで陸別が1  
万9,000円なのですけれども、土幌町が1万5,000円で、新築の5年間  
については2,500円足すと1万7,500円ということですが、どう  
いう理由で1万5,000円に設定されたのかよくわからないのです。一  
律こういう理由で1万5,000円というのなら、道内一律1万5,000円な  
のが1万円以下のところもあったり、1万円未満のやつが69市町村あ  
るそうですから、1万5,000円の根拠は何なのか、ちょっとお聞きし  
ます。

加納議長  
小林町長

町長。

まず、最初の借家のうち近親者から借りていた部分については……  
(何事か言う者あり)

小林町長

持ち家についてでありますけれども、先ほど答弁について本町は1  
万5,000円でありますけれども、新築5年だけ1万7,500円になってい  
るのでありますけれども、管内的にいけば一番高いので1万7,000円  
から1万3,000円くらいまでありますし、そして通常は5年間なり何  
年間は、新築5年間は高くするところがあるのでありますけれど  
ども、どういう根拠かというとその根拠というのは明確ではないので  
すけれども、本町の場合も平成14年くらいまでは1万円だったのが今  
1万5,000円なのでありますけれども、相場というのですか、十勝管  
内の。そういう町と組合の交渉の中でも大体こういう形になっていっ  
たのでないかと思っておりますけれども、明確に1万5,000円の根拠が何か  
という明確にないのでありますけれども、そういう経過で現在の中  
に状況になっていったということでご理解をいただきたいと思いま  
す。

加納議長  
大西議員

10番、大西議員。

根拠がわからないとどうにもなりませんけれども、組合との交渉や  
ら何やらあって、各町村の組合の力が強いところは高くなって、弱い  
ところは安かったのかなと、このぐらいしかちょっと理解しにくいの

ですが、いずれにしても1万7,500円が高いのか、安いのか。そうしたら、借家を借りた人は5、6万円の家賃のところには満度額が2万7,000円ですから、住居手当が。人の家を借りても借家のときは2万7,000円払って、自分で家を建てたら1万5,000円。その2万7,000円が高いのか、1万5,000円が低いのか、逆に1万5,000円が高いのか、2万7,000円が高いのかという、なかなか本来自宅を建てると結構今昔と違って大変な金額なのだと思うのです。今30代の町職員の方も結構家を建てていますよね。ちょうど30代というのは子供の教育の盛りで大変な時期に家を建てて定住して、また自宅を建てるということは固定資産税も払うわけですから、この1万5,000円、新築で5年間は1万7,500円ですけれども、それ本当に安いのか、高いのかという議論はないのですか、町長。自宅の1万7,500円、平常は5年たつと1万5,000円ですけれども、借家を借りて5、6万円の家賃のところは最高額2万7,000円の支給なのですよ。自宅を建てると固定資産税も払って1万5,000円しかというのはどう考えても安くないのかなと。借家借りて2万7,000円で、自分で家建てて固定資産税も払って1万5,000円というのは何か家建てた人、かわいそうかなと思うのですが、その辺は。私は、別に1万7,500円が全道で2位だから、これ予算のとき説明についているのですけれども、余りよく読んでみませんでしたから、よくわからないので、今回新聞でいろいろ出ましたので、こうやっていろいろ見てみると、何か家建てたほうが損かなと。借家借りたほうが2万7,000円もあって、約半分ぐらい出してもらえたほうがいいのかなと。ただ、自分の家だという満足感だけなのかなと。だから、定住促進の政策予算みたいなことを町長が言うのであれば、もうちょっと高くてもいいのではないかなと思うのですが、どうですか。

加納議長  
小林町長

町長。

これは、どう評価するというのは結構難しいのですけれども、今の場合、借家の場合ですと大体最高限度額で2万7,000円支払っているから、同じ住宅手当ということであれば1万5,000円ですから借家のほうが高いということにはなるのですけれども、ただ住宅は個人の資産を得るといふ、そういう側面もあるから一概に安い、高いというのは言えないのでありますけれども、持ち家の場合は全国的な今の国のあれからすると上げる状況にはないので、当面この金額でいくのでありますけれども、もう少し先ほど申し上げましたとおり全体的な動向を見ながら町としても検討してまいりたいというふうに思っております。

加納議長  
大西議員

大西議員。

町長の答弁では、まあまあどうとっていいのか、今後については支給の考えで政策的判断として実施していく予定であると。しかしながら、国の助言や道内、管内の状況を見ると勘案しながら対応していく

と。どっちにとっていいのかよくわからないのです。もうこのごろ一般質問するとどうも検討しますとか、町長はしっかりしたリーダーシップを発揮して、これはやめるならやめる、やるのならやると一般質問で答えてもらわないと、どうやっていいのかなど。一応はこれからやっていきますよと。ただ、ほかのところもやめたらうちもやめようかなと。何か自主性全然ないのです。だから、音更町は別に他町村のことを見ながらでなく、やめようとやめたのだと思うけれども、ここできちっと町長なりの私はこう思うと、それで組合と交渉してダメだったら、こういうわけで組合の反対を受けて支給することになりましたと言えればいい話ですから。やっぱり一般質問でした以上はもう少しきちっとしてもらわないと、我々議員何のためにしているのか、こんなどっちもつかずの答えもらっていたら。だから、介護保険のときも私はあのときに町が出せないのなら9段階を12なり13なりしたらどうですかと言ったら検討しますと言ったけれども、ちゃんと12段階にしたのですよね、今年。だとしたら、私は提案したらぜひそれでやってみたいと思うという、それは町長が言っても全部そうなるとは限らないのですけれども、やっぱりそういう一般質問をせっかくしているのに答えがあやふやだと、今回のどっちにとっていいかわからないのですけれども、本心の町長の考え方をお聞きします。

加納議長  
小林町長

町長。

議会で検討させていただくというお答えをしたことについては、必ず検討して何らかの形で、介護保険もそうであります。検討してそのようにさせていただいたのでありますけれども、住宅手当についてはお答えしたようにこういう町の今の政策的、職員住宅は財政上持たない、あるいは地域定住という観点から継続をしていきたいというふうに思うところでありますけれども、ただこれを見直すとすれば、職員住宅は例えば町内のいろんな事業所も社宅を持ったりということもありますから、やめるとすれば町の職員住宅のあり方も十分一緒に検討しなければならないということでもありますから、そういうことになるのでありますけれども、いずれにしても町としてはそういう政策判断として支給しているものですから、継続していきたいというふうに考えているところであります。

加納議長  
大西議員

大西議員。

なぜこういうことが問題になってきているかということ、町民と格差があるのでないかという話です。これ1万7,500円、5年間払うと約100万円の金になります。とすると、町民がよそから来て家を建てると、中土幌のみり野団地は100万円出してくれますけれども、あれは別に定住してくれるから100万円というよりは初めの宅地が高かったの、その分を安くするわけにはいかない。ほかの先に買った人の資産価値を下げることで、それはできないので、それを100万円という金

で公平にしたということが原点ですから。子供がいる家庭には何ぼとかとありますけれども、そういうのが町民と、住民との格差があるのでないかと。町職員は、優遇されているのでないかという批判があるのだと思うのです。ですから、町長が定住促進のためにこれを続けるのだということになっていけば、それならよそから来る定住促進の、町職員というのは基本的には地元に住むことが基本ですから、それは憲法では住居の自由は訴えてありますけれども、それでも採用するときには士幌町に住むことを条件にやっているわけですから、定住促進だけをうたい文句にして、これは今の町長の考えではなかなか、続行していきたいみたいな答えに私は聞こえてしまうのです。それは検討するというけれども、検討をどこでどうなったかわかりませんが、ですからやはり町長のリーダーシップで町内でやるならやるでいいのです、このまま。別に他町村と迎合して廃止する、廃止しないと決める必要ないのだと思うのです。士幌町は、こういう観点でいきますよと。そのかわり町民に理解もしてもらえそうな出し方をしているかないとだめだと思うのです。ですから、定住促進、定住促進、国家公務員は宿舎があるからというけれども、今国家公務員で宿舎のある国家公務員、27万人いる国家公務員に全部に借家なんか当たっていないのだと思うのです。だから、町職員だけだからこうなのだという形になるのか、国はそれで国家公務員の住宅のこれについては廃止しているわけですから、定住促進だけを政策的な予算としてやるのだということではちょっと町民の理解は得られないのではないかなと思うのですけれども、どうですか、町長。

加納議長  
小林町長

町長。

これは、民間も含めていろんなケースがあるのだと思います。例えば町内でいけば今ホクレンであるとかホクレン飼料だとか、北海道の普及センターあるいは信用金庫にしても社宅というのですか、社宅を持っているということでありまして、農協も大体本町と同じような形での住宅手当を出しているということでありまして、1つは定住ということもあるわけですが、もう一つは職員住宅のあり方ということでは町は職員住宅を廃止をして持たないということでありまして、町村によっては職員住宅を持っているところもあるわけでありまして、そういう職員住宅の考え方とあわせて定住という両方でありまして、そういうことを考えて継続をしていきたいと考えてございます。

加納議長  
大西議員

大西議員。

町長は継続したいということで理解をします。それは町長のリーダーシップでありますから、答弁書とちょっと違うのかなと思うのですが、それはそれとして町長は継続していきたいということですから、わかりました。

それで、あとは借家の件について問題があるので、土幌町にはこんな人はいないのだろうと思うけれども、親と同居して親に家賃を払っているというような事例はあるのですか。

加納議長  
小林町長

町長。

私ども調査した結果、1件あります。本町においても親族、親から借りて住宅料を払って住宅手当を支給するという件があるのですけれども、そのケースの内容については総務企画課長からお答えをさせていただきます。

加納議長  
瀬口総務  
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、瀬口よりお答え申し上げます。

調べましたところ、1件ございました。この方は町外の方で、通っているということです。扶養はしていないのですが、親との契約の中で家賃を払って住んでいるという形でございます。

加納議長  
大西議員

大西議員。

ということは、親と同居でなく、親が持っている借家を賃貸しているということで理解してよろしいですか。

加納議長

総務企画課長。

瀬口総務  
企画課長

そのとおりでございます。一戸建てを親が持っていて、それを親と契約を交わして、親に家賃を毎月払っているという形です。

加納議長  
大西議員

大西議員。

さっき聞けばよかったのですけれども、その親というのは借家をなりわいとしている親なのですか。

加納議長  
瀬口総務  
企画課長

総務企画課長。

瀬口よりお答え申し上げます。

ちょっとそこまではきちんとは調べていないのですが、多分権利書を見ますと親が住宅を、中古住宅だと思いますが、取得して、それを子供と親と契約を結んでいるという形なので、今は親御さんもお年を召しているようなので、なりわいとしているという形ではないかと思われま。

加納議長  
大西議員

大西議員。

これ今後同居することもあるのだと思うのです。ですから、正規にきちっと契約を結んでやれば借家を借りるのと親と同居しながらそれは正規なルールでいけば何でもないのでと思うのですけれども、札幌みたいにそれを利用しながら、払ってもいないのに払ったみたいな話ししたり、親から別れて自分で家建ててもそのまま継続してもらっていたりなんかする人もいたみたいですから、やはり町で今後こういうこともあると思うのです。ですから、今回もきちっと1年に1回は親との契約書、幾らで借りているのか、その借りた金額によって町の出す金額も変わってくるわけですから、それから親も言ってみれば家

賃をもらっているわけですから、所得を申告しないとだめだと思うのです、税務署に。だから、そういうこともきちとした上で町も支払うようにしていかないと、やっぱりいろんなことをやる気になればできるわけですから、自分の親を扶養家族にして、その親と同居してそこに家賃払っているなんていうことだって考えられることですから、親の所得が103万円以下だったら扶養にできますから。そんなこともできますので、多分今の1件についても親は家賃収入を所得として申告しているのだと思いますけれども、いろんなことがこれから、考える人もいますから全部性善説で考えられないこともありますから、ぜひ今後とも落ち度のないように一年一年きちとした契約をして確認をしながらやっていただきたいなと思います。

終わります。

加納議長 以上で大西米明議員の質問を終了いたします。

それでは、質問順位2番、和田鶴三議員。

和田議員 私は、核兵器禁止条約加盟参加国への推進についてということでご質問をしたいと思います。

昨年7月に核兵器禁止条約が採択され、9月から禁止条約の発効を目指して調印、批准が始まりました。禁止条約には、被爆者を初めとする市民の世論と運動が決定的な役割を果たしてきました。私たちの声と行動が国際政治を動かしたのです。ICAN、これは核兵器廃絶国際キャンペーンですが、ノーベル賞までいただくようになりました。世界で唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器の非人道性は認めながら、核保有国と非核保有国のかけ橋になると公言し続けながら核兵器禁止条約に署名、批准はしませんでした。本町は、十勝でも早くから核兵器禁止宣言を掲げた町として、また平和首長会議に参加する町長として、日本政府に対し核兵器禁止条約に調印を促してはと思います。どのように考えておられますか。町長の所見をお伺いしたいと思います。

加納議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、和田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

広島、長崎のような不幸な歴史を二度と許さないと本町は昭和60年6月、兵器の廃絶、非核3原則、恒久平和の確立に向け、核兵器廃絶士幌町平和宣言に関する決議を行いました。また、平成23年4月には平和首長会議の一員として加盟をしたところであります。当会議は、1982年に国連軍縮特別総会において、広島市長が世界の都市と連帯した核兵器廃絶への道を提唱し、この趣旨に賛同した自治体で構成されているもので、今後において核兵器のない平和な国際社会実現に向けた活動がますます進むものと期待をしております。自治体として核兵器の廃絶は世界恒久平和の実現に向けてでき得る限りのこと

をしてくべきと考えるところであり、私個人としても核兵器のない平和な世界を切に願い、今後も核兵器廃絶に向けた声を上げてまいりたいと存じます。

昨年7月、国連会議において加盟国193国中122国の賛成多数で核兵器禁止条約が採択され、本年5月8日現在58カ国が調印とのことですが、日本は現在も参加しておりません。唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶に向けて先導的な役割を果たすとともに、核兵器禁止条約加盟について適切に判断していくべきとの考えであり、今後も引き続き国の動向に注意をしましてまいりたいと存じます。

以上、和田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長 ここで11時10分まで休憩をとりたいと思います。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問があれば許します。2番、和田議員。

和田議員 ただいま休憩前に答弁をいただきました。この中では、町長から今までに随分平和の関係についてはお世話になりながら、そして本当に原爆に対する恐ろしさというのも十分認識しながら、町民とともにこの運動を続けてきたということについては、私がやる前からそういう運動が続けられ、そして私が一部を引き継いで今やっているわけですが、こういう形の中で土幌はいち早く非核宣言をどう立てるだとか、それから平和に対する助成だとかということいろいろとお世話になっております。本当にありがとうございます。

そこで、被爆者の大きな願いというのは、世界から核兵器を何としてもなくしたいというのがずっと念願でありました。戦後73年、そして原水爆禁止世界大会が始まってから63年ということで、非常に年数もたち、被爆者の高齢化も進んでいるというようなことで今進んでいるわけですが、その中であってやっと世界から核兵器に対する問題が大きくクローズアップされて、先ほどの私の質問に対して町長が答えていただきましたそういう中身になってまいります。しかし、残念ながら今核廃絶に対する調印のところまでは日本政府はやっていないわけです。これはなぜなのかということなのですが、言うまでもなく大国であるアメリカの顔色をうかがっているのではないかというふうにして私は思っております。そういう形の中で、日本の政府もこのことに対する調印はやらなければならないという気持ちはあるのですけれども、それができないでいるのはやっぱりもっとも多くの自治体のそういう後押しがなければできないのではないだろうかというふうにして思っております。これは、一つの運動との中で私たちもそれを



やっておりますけれども、ぜひとも各町村の自治体が俗に言う平和首長会議に参加している市町村の議員を初め全国のそういう人たちと力を合わせながら、何とかそういう考え方で後押しをしていただければというふうにして思うわけですが、この中で町長も動向を注視してということになると様子を見ながらというふうにして私は解釈したのですが、この辺はどんなふう考えているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

加納議長

町長。

小林町長

先ほどもお答えしたとおりでありますけれども、私どもやっぱり唯一の被爆国としてそういう核廃止について署名をすべきだということで申し上げましたが、私もそのように考えているところでありますし、引き続き和田議員とも進めている核兵器の廃止のキャンペーン等についても積極的に協力をさせていただきたいと思います。

加納議長

再質問があれば。2番、和田議員。

和田議員

協力ということは、それを推し進めるということで理解してよろしいでしょうか。

加納議長

町長。

小林町長

そう理解していただければよろしいと思います。

加納議長

以上で和田鶴三議員の質問を終了いたします。

質問順位3番、清水秀雄議員。

清水議員

私は、教育長に障がいを持つ子供もともに学べる学校についてお伺いをいたします。

2016年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人権と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。したがって、学校教育においても障がいを持つ子供もともに学び合える学校にすべきと考えますが、教育長の所見を伺うものであります。

加納議長

答弁を求めます。教育長、登壇願います。

堀江

清水議員のご質問にお答えいたします。

教育長

平成23年7月に改正された障害者基本法第16条第1項では「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と規定されております。また、平成28年4月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、

いわゆる障害者差別解消法が施行されていることに伴い、本町においては土幌町における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を、本町教育委員会では土幌町立学校職員の障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を同法第10条第1項の規定に基づき同法施行前に制定し、職員向けに「障害者差別解消法サポートブック」を作成し、各職場で研修を行っております。さらに、平成28年6月に改正された発達障害者支援法第8条第1項では、可能な限り発達障がい児が発達障がい児でない児童とともに教育を受けられるよう配慮することが規定されております。

本町における学校教育につきましては、これらの法律や障害者の権利に関する条約第24条で求めるインクルーシブ教育システムについて、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がい者である者と障がい者でない者がともに学ぶ仕組みを町長と総合教育会議で協議を行いつつ、必要な教育予算についても町長に最大限配慮していただき、議会に提案していただいているところでございます。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長  
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま教育長から答弁をいただいたところですが、ご承知のように障害者差別解消法は障がいがあってもなくても誰もが分け隔てられず、お互いを尊重して暮らし、勉強し、働いたりできるように差別をなくして、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目的としています。そして、障害者権利条約第24条では、教育では「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とされています。先ほど教育長の答弁の中にありましたが、インクルーシブ教育システムについて障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みについて、必要な教育予算も最大限配慮したというふうに答弁をいただきました。

そこで、お伺いしたいのですが、今土幌小学校、中学校の教育現場での実態についてどのような取り組みがなされているのか、具体的にお伺いをいたしたいと思っております。

加納議長  
堀江  
教育長

教育長、答弁求めます。

小中学校でのインクルーシブ教育システムについてのご質問であると思いますが、小中学校ともに特別支援学級を設置していると。さらに、土幌小学校においては言語、言葉について普通学級の子供が通う通級指導教室というものも設置しているところでございます。

特別支援学級の人数とか学級数につきましては、教育課長からお答えさせていただきます。

<p>加納議長 藤村 教育課長</p>	<p>教育課長。 教育課長、藤村のほうからご説明させていただきます。 平成30年度本町の7小学校に児童330人います。児童数、そのうち48名が特別支援学級に在籍し、学級数は24学級を設置しております。 以上です。</p>
<p>加納議長 清水議員</p>	<p>再質問があれば許します。6番、清水議員。 ただいまご答弁をいただいたところですが、特別支援学級での人数48人、24学級ということでしたが、教室における、学校の中でのそれぞれの教室での障がい児に対しての取り扱い、取り扱いという表現はだめですね。障がい児もともに学び合える学校ですから、そういう中での具体的な取り組みがどんなふうに行われているのかということについてお伺いしたいと思います。</p>
<p>加納議長 堀江 教育長</p>	<p>教育長、答弁お願いします。 普通学級の中での特別支援学級児童生徒のことの質問だと思われませんが、先ほど冒頭で申し上げましたが、障害者基本法というものの、第16条の第1項について述べさせていただきましたが、第16条3項というものがあまして「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」と定められております。ですから、特別支援学級に在籍する子供につきましても普通学級との交流、例えば朝の会、帰りの会であるとか、給食であるとかは当然一緒でありますし、授業におきましても必要に応じ共同で学習を行ったりしている実態がございます。ただし、特別支援学級につきましても特別支援学級の教員が別に配置されております。個に応じた対応でございますが、例えば普通学級の中に長時間いることがストレスに感じるような児童生徒、あるいはかんしゃくを起こす児童生徒などが実態としてございます。そういう場合におきましては、クールダウンさせるために一時特別支援教室に戻って個別の特別支援の教諭から指導を受けたりと、そういうことを行っている次第でございます。</p>
<p>加納議長 清水議員</p>	<p>以上です。 再質問があれば。清水議員。 私は、この質問をなぜしたのかという経過をちょっと話したいと思います。 実は5月の27日、2018障害児を普通学級へ、全道の春のつどいというのが行われたのです。私は健常者と言っていますが、まずいのかも知れません。そこに参加されていた人たちはほとんどが障がい者の人たち、そして施設で働く、もちろんそういう人たちも、障がい者の人たちが大多数でした。そういう人たちの参加のもとに開かれました。私は、そこでよく目からうろこが落ちたという表現があるのですが、</p>

障がい者に対する見方、そして今私が問いかけている障がい者も障がいを持つ子供たちとともに普通学級でということの必要性というのを本当に心の底からこれが必要なのだということを感じさせられて帰ってきました。この質問になりました。そこではトークセッションというのがあったのですが、2時間にわたってトークセッションが行われました。その中でそれぞれの人たちが自分が障がいを持ちながらも普通学級で健常者の子供たちと一緒に学んだことが今私がここにいる大きな糧になっているのだと、異口同音にそう述べていました。それは、ここの障害者差別解消法にも言われているように、そこで学ぶということは社会においても子供たちが成長して一般社会人になってもともに障がいを持つ人たちと共生していくということを学んでいくということの必要性、それが大切なのだと思うのです。

それで、今教育長から土幌での取り組みについての回答がありました。私は、何よりも学校、教育現場での教育等に携わっている人たちというのは、それはかなり障害者差別解消法について理解をしているのだろうというふうに思っています。しかし、これは2017年の10月、内閣府が公表した調査結果では、障害者差別解消法を知らないとした回答が実に77.2%に上っていると。ほとんどの人たちがこの障害者差別解消法を知らないということでもあります。

そこで、私はさらにお尋ねしたいのですが、特に土幌の場合でも特別支援学級への転籍をうちの子供はみんなと一緒にではなくて特別支援学級のほうにやってくださいという、保護者からそういう要請があって特別支援学級のほうに行く子供たちというのはどれぐらいいるのかと。それぞれ恐らく今の教育長の答弁では学校側からそちらにやったほうがいいのかということはないかと思っておりますが、保護者の理解が不十分でそういう状況が普通学級と一緒に教育を受けるのではなくてそのような特別支援学級にやってください、そこに入れてくださいということになっているのかどうか、そこを伺いたいと思います。

加納議長  
堀 江  
教 育 長

教育長、答弁をお願いします。

就学先の決定方法についてのご質問であろうかと思っております。障がいのある児童生徒などの就学先の決定方法につきましては、町外にある道立の特別支援学校であるとか、本町内にある小学校、中学校に設置する特別支援学級、そして土幌小学校に設置する、先ほど言いましたが、言語通級指導教室などございます。平成25年の文科省通知に「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」という通知を受けて、子どもは就学先を決定しているところでございます。その中で基本的な考え方が通知されておりますが、障がいのある児童生徒等がその年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのある児童生徒が

障がいのない児童生徒とともに教育が受けられる配慮をしつつ、必要な施策を講じること、これは法律のとおりでございます。さらに、就学に関する手続などについて保護者に十分な説明を行いなさいと。そして、障がいのある児童生徒及びその保護者の意向を尊重しなさいと、このように定められております。これに基づきまして本町の教育委員会におきましては、これまで昔は就学指導委員会という組織がございましたが、これを教育支援委員会という名称、指導から支援に名称を条例改正していただき、早期から教育相談や保護者に十分な説明を行いながら、どの学級がその子にとって適切かということを判断している次第でございます。

さらに、平成27年からは認定こども園の職員もこの教育支援委員会の委員に加えまして、幼児も含めて、幼児、児童生徒含めてその子にどういう支援が必要かということを協議しております。例えば毎年、これから教育支援委員会、6月、来週開くわけですが、これから各こども園、保育所、保育園を訪問し、先生たちと面談をしながら、就学が不安であると思われるような子供であるとか、そういうことを調査し、保護者と相談を行い、保護者の意向を最大限尊重して同意をいただいてから教育支援委員会で審査を行って、最終的には私ども教育委員会、私と教育委員さん4名でどの学級が適切かということを決定するわけでございます。

また、入学後におきましても毎年度調査を行っております。ですから、特別支援学級から普通学級にかわる子供、あるいは逆のケースもございしますが、そういうことを実施しております。ですから、保護者の意向を最大限尊重することはもとより、特別支援学級への転籍を執拗に求める行為は一切行っておりませんし、今後もするつもりもございません。保護者の意向並びに本人の意向を十分尊重しながら、今後とも学級を決定したいと思っております。先ほど清水議員のご質問の中に保護者の求めに応じてということも現実にはございます。選択肢を私どもが相談の中でいろいろ提供して、どういう学級がよろしいでしょうかということについて同意をいただきながら決定している次第でございます。

加納議長  
清水議員

再質問があれば。6番、清水議員。

ありがとうございます。私がなぜそういう問いかけをしたかということなのですが、実は先ほど申し上げました春のつどいの中で講師を務めた方なのですが、これは皆さんも多分ご存じだと思うのですが、玉木幸則さん、NHKの「バリバラ」、ごらんになったことはないのかもしれませんが、その人が講師を務められました。玉木幸則さんは、生まれたときに脳障がいで、いわゆる障がいがあって、この人の障がいは脳障がいですから、小学校4年生のときに親から引き離されて施設に預けられたと。そういう経験をお持ちなのです。それで、そこで

さらに学校をそのままいわゆる福祉学校に通わされて、そこで学んだことは、学びの中で自分が経験したことは、なかなか自分が学校の先生の教えについていられない。そのときに先生が何をしてくれたかという、黒板に板書するわけです。その板書した先生が玉木さんの机のところに来て、その板書をそのまま玉木さんのノートに書き写してくれたと。算数の時間も同じようにそのようにしてノートに書いてくれる。それで、脳障がいなものですから手も自由に動かない。だから、書き写しが遅いし、十分でない。それに対して一人の先生が、担任の先生がそのような形で自分をみんなと同じ、健常者の人たちとともにやって教育の中で指導してくれた。そのことを経験して、自分が今このような立場で頑張っていると。そのときに、いわゆる教育長が先ほど言われました、教育現場ではそのようにして障がいのある子供たちにも同じように、もし必要であれば特別な支援員をつけて、そういう形で同じ教室でも学ばせるということが必要なのだということを玉木さんも主張しているわけなのです。私もそのとおりだと思うのです。そのような状態、そういう教育現場での取り組みをしなければ、障がいを持つ子供たちが同じ教室で学ぶということは困難だと思います。そのような取り組みということがどこまで土幌の場合進んでいるのかということについて伺いたいと思います。

加納議長  
堀江  
教育長

教育長。

本町の場合、小中学校におきましては必要に応じて町費において特別支援教育支援員を雇用し、配置しております。またさらに、町長並びに議会のご理解をいただき、町費による教員も加配で配置しているところでございますが、近年でございますが、人が不足しております、教員並びに支援員ともに募集してもなかなか来ていただけないという実態はございます。

加納議長  
清水議員

清水議員。

その実態はわかりました。

先ほど教育長からご答弁をいただきましたが、私お尋ねした保護者からのそういう要請で特別支援のほうに行かれていますのですかということで、お伺いしたその理由というのは保護者がこの障害者差別解消法について十分理解していない。そして、障がいを持つ子供が、我が子が普通教室でみんなと学ぶことにいろいろためらいがあったり、そういう思いが普通教室で学ばせるということさせないという状態が起きているのではないかとというふうに危惧するのです。私は、先ほどそれで言いました、内閣府の調査の結果も。やはり大切なことは、保護者の人たちがこの障害者差別解消法をどこまで理解しているのかと。そういう面での理解不足から、自分の子供を普通学級で学ばせるということにためらいがあるのではないかと。これは先ほど言いました。繰り返しになるのですが、そういうことはないのですかと。それ

があるとすれば、そこをまず解消すること、保護者の人たちに障害者差別解消法ということを理解してもらって、子供の教育にきちんと取り組んでいただくということが必要なのではないかと、その子の将来のために。普通教育で学んでもらうと、学ばせるということの必要性を心底理解してもらおうという取り組みが必要なのではないかと思うのですが、その点についてお伺いします。

加納議長  
堀江  
教育長

教育長、答弁。

まず、障害者差別解消法の考えなのですが、先ほど言いました通級指導教室であるとか、特別支援学級、これらを行うことは差別的な取り扱いではないとされており。さらに、障がい児と普通の子供とともに学ぶ、この考えは障がいのある子供の自立と社会参加を促す、そしてさまざまな人々とともに助け合い、支え合って生きていくことを学ぶと。さらに、共生社会の形成に役立つ、こういうことを目的としてやっているわけでございます。

先ほど清水議員がおっしゃいました保護者の求めに応じて特別支援学級を開設した事例もございしますが、本年度であります、特別支援学級の種類って現在7種類あるのです。知的、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、言語、情緒とか、こういう学級種類があるのですが、その中で私ども初めてなのですが、肢体不自由の学級を土幌小学校において本年度開設した次第でございします。その子につきましては、重度の肢体不自由でございまして、医療的ケアが必要な子供でありましたので、保護者とは2年前から教育相談を行い、十分調整を行いながら学級を開設してきました。医療的ケアを行うということは、看護師を配置しなければならない、そういう事例でございしますが、これにつきましても町長のご理解をいただいて、会議室を潰して特別支援教室に改造するなどして開設して、先日運動会の日も子供たち全員一緒に参加してと、そういう活動をしている次第でございします。今後におきましても分け隔てなく、差別することなく、ともに学べるような仕組みをつくっていきたいと考えております。

しかしながら、施設的な問題もございまして、例えば土幌町内の小中学校全校なのですが、2階建ての校舎ございしますが、エレベーターが設置されていないと。当時はバリアフリーの法律もできていないときに建てられたものですから、玄関スロープがないであるとか、エレベーターがない、障がい者トイレがないなど、そういうことも今後検討しながら進めていかなければならないのかと思います。現在肢体不自由の子がいるわけですが、その子についても当然ですが、四肢ともに不自由があるものですから2階にも上がれないので、ともに学ぶためにはエレベーターの設置が必要かなと。さらに、車椅子の子供も今後登校する可能性もございします。また、教員についてもそのような教員も現実にいるわけでございしますし、また教育委員会で検討しまして

町長に予算を提出していただき、議員各位にバリアフリー工事の実施をお願いしたいと考えております。

以上です。

加納議長  
清水議員

再質問があれば、6番、清水議員。

本町小学校の取り組みについてお伺いしました。いろいろありがとうございました。私はこれで終わりにしますが、障がいを持っている人の暮らしの困難さが社会の仕組みなどにどうかかわっているか、どうしてこの社会でそのような困難が起きているのか、私の質問をきっかけにそのような考える端緒になればということで質問させていただきました。ぜひ障がい者の人たちが社会の中で阻害されることなく生きられる社会を私たちがともに作り上げる努力をしなければならぬということで、皆さんとともに頑張っていきたいと思います。大変ありがとうございました。

質問を終わります。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

ここで1時15分まで昼食休憩といたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時15分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3

[日程第3、議案第1号「土幌町町税条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田  
副町長

議案第1号 土幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例は、地方税法の改正に伴い改正するものでありまして、個人町民税、固定資産税、法人町民税及びたばこ税の一部を改正をするものでございます。

説明資料9ページからは新旧対照表を載せてありますが、5ページからの税制改正の要旨で説明をいたしますので、5ページをお開きください。まず、1の個人町民税の非課税の範囲でありますけれども、条例第24条第1項及び同条第2項では非課税措置の所得要件の引き上げでありまして、障がい者、未成年者、寡婦等の非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引き上げるとともに、控除対象配偶者を同一生計配偶者と配偶者控除の定義を改正をするもので、控除対象配偶者の定義については平成31年1月1日から、それ以外の適用期日につきましては平成33年1月1日からとするものであります。

同じく同条同項で均等割の非課税限度額について10万円の引き上げ



を行うとともに、附則第5条では所得割の非課税限度額についても同様に10万円を引き上げるものであります。この適用期日は、平成33年1月1日であります。

次の2の所得控除、条例第34条の2及び3の調整控除、それから条例第34条の6の改正は、合計所得が2,500万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除を適用しないと同様に調整控除額も適用しないとすることとするものでありまして、適用時期につきましては平成33年1月1日からとするものであります。

次のページの固定資産税の一部改正でありますけれども、1の法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合の改正、条例は条例附則第10条の2であります。これは、わがまち特例で地方税法に規定する固定資産税の特例措置の一部で、法令の定める範囲内で特例率を条例で定めることができるというもので、固定資産の軽減する割合を改正するものであります。この(1)の水質汚濁防止法関連では、水質汚濁防止法に規定する特定施設等で、これが3分の1から2分の1へ改正、次の再生可能エネルギー発電設備関連ではいずれも発電事業者による設備で、ここに記載したとおりであります。例えば太陽光発電施設では、1,000kw以上の設備では3分の2から4分の3へ改正をするものであります。いずれも取得期間が平成30年4月1日から32年3月31日までの2年間であります。適用期日は、平成30年4月1日からであります。

その下の生産性革命の実現に向けた中小企業設備投資の追加は、本町の導入促進計画に基づき中小企業が実施する設備投資について、償却資産の固定資産税を免除する規定を条例附則第10条の2に第16項として追加するもので、適用期日は生産性向上特別措置法の施行日とするものであります。

次のページへ行きまして、2の平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例といたしまして、土地の価格の下落修正にかかわる規定の期間の延長で、下落傾向にある地価が固定資産税の課税標準を著しく均衡を失する場合、評価額の修正を行うこととする措置を平成32年度まで延長をするものであります。条例は条例附則第11条の2で、適用期日は平成30年4月1日からであります。

次に、法人町民税の改正であります。1の法人の町民税の申告納付に関する規定ですが、まず内国法人、これは国内に本店か主たる事業所を置く法人のことですが、これが外国の法令により法人税等を課された場合、一定の額を町民税の法人税割から控除することができるとする規定を追加するもので、条例は第48条第2項及び同条第3項で、適用期日は平成30年4月1日からであります。

次に、大法人の申告書の電子化による提出の義務づけであります。資本金1億円を超える大法人が法人町民税を申告する場合、地方税関

係手続用電子情報処理組織を使用し、地方税共同機構を經由して提出しなければならない義務を課する規定を追加するものでありまして、条例第48条第10項から第12項までを追加をするものであります。適用時期は、平成32年4月1日からであります。

2の法人町民税の納期限の延長の場合の延滞金についてであります。申告後税額を減少させる更正がされ、またさらにその後増額の更正があった場合、増額により納付すべき税額のうち延長後の申告期限後に納付された部分についてはその期間を控除して計算できることとする規定を追加をするものであります。条例は、第52条第2項及び第3項、同条第5項及び第6項の追加であります。適用期日は、平成30年4月1日からであります。

次のページ、8ページのたばこ税の改正であります。まず、1のたばこの区分でございます。このたばこの区分を創設しまして、今までは課税標準の適用の部分で加熱式たばこをパイプたばこに区分をしていたものを92条の第1号の喫煙用の製造たばこで、紙巻きたばこ、葉巻きたばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこを区分をしたものであります。

また、93条の2では、加熱により蒸気となるグリセリンなどを充填したもので、日本たばこなどが販売する業者が売り渡し、商品または引き渡しがされたものや輸入したものについて製造たばことみなす規定を創設をいたしました。

説明資料の21ページ、22ページをごらんください。21ページの第92条でただいま説明した区分を載せてございます。第1号の喫煙用の製造たばこにアからオまで、それから2号はかみ用の製造たばこ、3はかぎ用の製造たばこ。この区分を追加をしたものでございます。適用の時期でありますけれども、いずれも平成30年10月1日からとするものであります。

8ページに戻っていただきまして、次の3のたばこ税の課税であります。今までは改正条例第1条の改正案でありましたが、これは改正内容の欄の括弧書きで、改正条例第2条から第6条の改正でありまして、たばこ税の課税標準の改正でございます。改正内容の上段に丸がしてありまして、加熱式たばこの課税の方法の改正ということで、改正条例は第2条から第6条までというふうに改正案では改正をしてございます。

ここで説明資料の22ページをちょっとごらんいただきたいと思えます。下のほうのたばこ税の標準課税ということで、表になった部分がございます。従来のパイプたばこ、葉巻たばこは1gを紙巻きたばこ1本に、また刻みたばこは2gを紙巻きたばこ1本に換算をしております。この部分の順序は変わりますけれども、従来どおりの換算になってございます。

次に、第3項としまして加熱式たばこについての課税標準額を追加をするもので、現行はパイプたばこの換算方法を用いまして重量1gを紙巻きたばこ1本に換算しておりますが、本年の10月1日からは重量と価格を足したものを紙巻きたばこの本数に換算したもので課税標準とするものであります。

またちょっと8ページに戻っていただきまして、ここの改正内容の2番目の改正前の換算本数掛ける1.0というのが今の換算のやり方でございます。最終的には一番下の改正後の換算本数掛ける1.0というところにするわけでございますけれども、この左が重量で換算するもので、右側は価格で換算をするものでございます。激変緩和策としましてこの従来の重量と価格を用いて換算しまして、5年間で価格のみの紙巻きたばこに換算をしようとするものでございます。重量につきましては、0.4gを紙巻きたばこ0.5本に換算をしまして、価格は1本の平均小売価格を紙巻きたばこ0.5本と換算するもので、紙巻きたばこ1本を0.8gと換算しまして毎年0.2gずつ減じていき、価格については紙巻きたばこ0.5本を2割といたしまして毎年2割ずつ上げていこうとするものであります。この改正の時期につきましては、平成34年度までの毎年10月1日でございます。条例は、第94条の改正であります。

次の税率の改正でございますけれども、改正条例は第1条、第3条及び第4条でありまして、税率を平成30年10月1日から平成33年10月1日までの3段階で引き上げるものであります。記載のとおり、ことは1,000本当たり5,262円から5,692円へ、平成32年10月1日は6,122円へ、平成33年10月1日からは6,552円へそれぞれ430円ずつ引き上げを行うものであります。条例は、第95条の改正であります。

次の5のたばこ税に関する経過措置の改正で、条例附則第6条の改正でありまして、旧3級品の税率にかかわる経過措置の延長をするものであります。旧3級品のたばこに係る1,000本当たりの税額4,000円でございますけれども、これを据え置く期間が平成31年3月31日までだったものを平成31年9月30日まで延長をするものであります。

その他につきましては、引用条項の改正や文言の整理でございます。以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田  
副 町 長

議案第2号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例も地方税法の改正に伴い、改正をするものでございます。

説明資料は46ページからでございます。新旧対照表を載せてございますけれども、その前のページ、45ページの改正の要旨で説明をさせていただきます。最初に、課税限度額の改正でございます。医療分の課税限度額を54万円から58万円の4万円の引き上げを行うもので、これで医療分、後期高齢者支援金分と介護納付金分を合わせて89万円から93万円にしようとするものであります。条例は、第2条の改正であります。

次に、軽減措置の拡充でございますけれども、2割及び5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を2割軽減では49万円から50万円に1万円の引き上げ、また5割軽減では27万円から27万5,000円と5,000円の引き上げを行い、低所得者層の軽減基準を拡大するものであります。条例は、第23条の改正であります。

最後の特例対象被保険者等の申告の改正についてですが、特例対象被保険者とは非自発的失業者、つまり会社の倒産や人員の整理などで解雇された人に対する国保税の軽減措置を適用する場合のこの申告についての規定でございます。説明資料の47ページをごらんください。第24条の2の改正で、特例対象被保険者等に係る申告をする場合、雇用保険受給資格者証やそれを証明する書類を必ず提示をしなければならなかったところをマイナンバーによる情報連携で、その事実を確認できるような場合については、必ずしもその証明となるものを提示する必要がなくてもいいということにするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則の施行期日であります。公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用をすることとし、次の適用区分では改正後の規定は平成30年度分から適用し、平成29年度までの国保税については従前の規定を適用するというものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

加納議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

5	<p>加納議長</p> <p>柴田副町長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第3号「土幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第3号 土幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例では、来年廃止をいたします下居辺小学校、西上音更小学校及び新田小学校の廃止に伴いまして、これらの校区内の学童保育所を廃止しようとするものであります。</p> <p>説明資料は48ページでございます。第2条に各学童保育所の名称と位置を規定してございますけれども、本年度中をもちまして廃止する各小学校の校区内の学童保育所の部分を削るものであります。</p> <p>附則の改正時期でございますけれども、平成31年4月1日からとするものであります。</p>
	加納議長	<p>以上で議案第3号の説明とさせていただきます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
6	<p>加納議長</p> <p>柴田副町長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第4号「土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第4号 土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、改正をしようとするものでございます。</p> <p>説明資料は49ページをお開きください。第10条の放課後児童健全育成事業に配置する職員の資格に関する規定の改正でありまして、同条第3項第4号では学校教育法による教諭の資格を有する者としていたものを教職員免許法による免許状を有する者に、同項第5号に卒業した者に括弧書きのとおり「当該学科又は当該課程を修めて同法の規定</p>

		による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加えまして、第10号に5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が認めた者を加える改正をしようとするものでございます。
		附則の改正時期は、公布の日からとしますが、第5号の改正につきましては平成31年4月1日からとするものでございます。
		以上で議案第4号の説明といたします。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
7		日程第7、議案第5号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第5号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正をしようとするものであります。 説明資料は50ページでございます。第2条第1項第6号の引用条項を改正するもので、令というのは介護保険施行令であります。その第22条の2第2項に改正をしようとするものでございます。 議案に戻りまして、附則の改正時期でございますけれども、平成30年8月1日からとするものでございます。 以上、議案第5号の説明といたします。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
8		日程第8、議案第6号「土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

柴田副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第6号 土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例では、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、改正をしようとするものであります。</p> <p>説明資料は51ページでございます。第5条第2項は、指定地域密着型サービス事業を行う事業者は介護保険法第78条の2第4項第1号で市町村の条例で定める者となっており、この条例で定める者は法人であることが条件でありましたが、今回の改正により地域密着型サービスのうち看護小規模多機能型居宅介護についてのみ病床を有する診療所を開設している者でも指定ができるようにしようとするものでございます。</p> <p>第7条及び第48条の改正でございますけれども、第7条は指定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第42条では指定夜間対応型訪問介護においてサービスを提供する者は介護福祉士と政令で定める者としてございましたけれども、この政令で定める者、これは都道府県知事等が行う養成研修修了者などをいうものでございますけれども、このうち介護職員初任者研修課程を修了した者に限るというふうにしたものでございます。</p> <p>第18条は、第5条第2項で介護保険法施行規則というふうに定義をしたために、同様に改正をするものであります。</p> <p>次のページに行きまして、第61条の20の3の準用の規定でございますけれども、今回の改正にあわせて文言の整理を行い、指定地域密着型通所介護従業者を地域密着型通所介護従業者に改正をするものであります。</p>
加納議長	<p>議案に戻っていただきまして、附則の改正時期は公布の日から施行するものということにするものであります。</p> <p>以上で議案第6号の説明とさせていただきます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
9	<p>日程第9、議案第7号「辺地総合整備計画の策定について」を議題といたします。</p>



柴 田  
副 町 長

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。  
議案第7号 辺地総合整備計画の策定について説明をいたします。  
これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであり、まずは下居辺地に係る総合計画が平成29年度で終了したため、新たに5カ年の計画を策定をするものであります。  
次のページの右上の部分ですけれども、下居辺地でございまして、人口178人、面積は51.0km<sup>2</sup>です。  
1の辺地の概況についてでございますけれども、これは記載のとおりでありまして、特に辺地度数は200点でございます。  
2の公共的施設の整備を必要とする事情は、今回の計画では道路3本でありまして、産業の振興、道路では道営森林管理道ワッカ美加登線と下居辺地区農地耕作条件改善事業についてです。道路では、朝陽5号線の整備事業として、内容につきましては下段に記載のとおりでございます。  
事業費の総額は4億5,000万円で、財源内訳は補助等の特定財源を2億7,500万円とし、一般財源1億7,500万円で、全額を辺地債を予定をしております。  
整備計画の期間であります、最初に説明したとおり平成30年度から34年度までの5カ年であります。

加納議長

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。  
これから質疑を行います。ありませんか。  
(な し)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。  
(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 0

[日程第10、議案第8号「辺地総合整備計画の変更について」](#)を議題といたします。

柴 田  
副 町 長

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。  
議案第8号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。  
この議案につきましても辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでありまして、上音更辺地にかかわる公共的施設の総合整備計画を変更するものであります。  
変更案は28、次のページでありまして、上音更辺地、人口は600人、面積は80.3km<sup>2</sup>であります。



1の辺地の概要については、記載のとおり辺地度は179点であります。

2の公共的施設の整備としましては、農業経営近代化施設に土幌川西地区担い手畑地帯総合整備事業の事業費の変更、それから教育文化施設にスクールバス整備事業として新たにスクールバス1台の追加、観光・レクリエーションとしまして土幌高原ヌプカの里施設設備改修事業を追加をしたものでございます。

これらの変更の結果、総事業費は4億7,300万円、特定財源1億620万円、一般財源は3億6,680万円で、このうち辺地債は2億円を見ようとしてございます。

以上で議案第8号の説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。  
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。  
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
次回は15日午後1時30分から再開します。  
本日はこれにて散会いたします。

(午後 1時50分)